

いわて体験交流施設指定管理者選定に係る基本方針（案）

1 趣旨

いわて体験交流施設の指定管理者選定に当たり、指定管理者の選定方法及び選定基準等、基本的な事項を定めようとするもの。

2 指定管理者制度を導入する目的

- (1) 施設が持つ機能を最大限に発揮させること。
- (2) 利用者のニーズに効果的、効率的に対応し、サービスの向上を図ること。
- (3) 経費の節減を図ること。

3 対象施設

名 称	所在地	規模等	施設機能
平庭高原 体験学習館 (森のこだま館)	葛巻町江刈地内 (岩手くずまきワ インに隣接)	敷地 0.4ha 木造平屋建 床面積 669.33 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源等を活かした各種体験 (※) ※提供体験メニュー 押し花作り、草木染め、木工、菓子作り、 そばうち、つる細工、さきおり、豆腐作り、 山ぶどう収穫、蒸留酒 (ブランデー) 作り等 ・ 地域交流室 など ・ ペレットボイラー
平庭高原 自然交流館 (しらかばの湯)	久慈市山形町 来内地内 (平庭山荘に隣接)	敷地 0.1ha RC 平屋建 床面積 658.12 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴機能 (浴室、サウナ×2) ・ 地域交流スペース ・ チップボイラー

4 指定期間

令和8年4月から令和13年3月まで（5年間）

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがある。

指定管理期間は、指定管理者にとって中長期的な視点に立った、安定的な雇用の確保、施設管理運営の習熟、人材育成、サービスの向上などが図られることにより、施設のより効果的かつ効率的な管理運営がなされるものと考えられることから、県のガイドラインで示す最長の5年とする。

5 指定管理者による管理の基本方針

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。

- (5) 利用者の意見を踏まえた管理運営に努め、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 予算は、管理運営計画書、執行計画書に基づき適正かつ効率的に執行すること。
- (7) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (8) 周辺住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。

6 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
 - ① 施設及び設備の使用許可等に関する業務
 - ② 利用料金の設定
 - ③ 施設の利用に係る相談等に関する業務
 - ④ 事件・事故に関する業務
 - ⑤ 利用者に提供するサービスの企画運営
 - ⑥ 広報等施設の利用促進に関する業務
- (2) 施設等の管理に関する業務
 - ① 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - ② 施設等の警備及び清掃並びに植物管理などに関する業務
- (3) その他の業務
 - ① 管理運営計画書、事業報告書の作成業務
 - ② 緊急事態等における県や関係機関への通報
 - ③ 指定管理終了に当たっての引継業務
 - ④ 緊急時対策、防犯、防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務
 - ⑤ 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - ⑥ 職員に対しての管理運営に必要な研修業務
 - ⑦ その他管理運営に必要な業務

7 利用料金

- (1) 利用料金制度の採用

いわて体験交流施設に係る利用料金については、いわて体験交流施設条例において地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用し、指定管理者の収入として収受することができるものとする。

また、管理運営に要する経費は、施設の利用料金収入により賄うことを基本とし、県から指定管理料は支払わない。
- (2) 利用料金の設定

利用料金については、条例で定められた上限額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定める。

8 指定管理者の募集方法

指定管理者選定に際して、客観性、透明性及び公平性を確保するため、公募する。

9 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定に当たっては、「いわて体験交流施設指定管理者選定委員会」において、審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）により選定する。

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定する議案を県議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定する。

10 選定基準及び審査内容

選定基準については、「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条の規定に基づき、次のとおり設定し、審査項目、内容及び配点は次のとおりとする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 (第1項第1号)	設置目的の理解	事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	10	5
	平等利用の確保	事業計画が、県民の平等な利用が図られる内容となっているか		5
2 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 (第1項第2号)	利用促進計画	施設の利用促進に向けて、適切な計画を有しているか。	45	10
	地域との連携	地域住民、関係団体及び周辺施設と連携（いわて体験交流施設相互間連携を含む。）し、地域への貢献が図られる内容となっているか。		10
	サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。		5
		利用者からのクレーム対応は適切か。		5
	施設管理の手法	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか		5
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。		5
		環境に配慮した管理運営となっているか。		5
3 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 (第1項第3号)	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性は図られているか。	35	10
	経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画に沿った管理を行う能力を有しているか。		10
	実施体制	施設の機能を十分に発揮しつつ、管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。		10
		施設の管理運営業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。		5
4 その他 (第1項第4号)	情報管理	情報公開及び個人情報保護対策は万全か。	10	5
	災害対応	災害その他緊急時の危機管理体制は確立しているか。		5